

## 令和7年度分 市民税・県民税申告書の提出について

◎申告期間 令和7年2月3日(月)～令和7年3月17日(月) ※土日祝日を除きます。

◎申告方法 郵送 または 区役所へ持参

◎必要書類

☐ 申告書

☐ 本人確認書類

(☐ または ☐ をご用意ください。郵送の場合は写し(両面)を同封してください。)

☐ …… マイナンバーカード (個人番号カード)

☐ …… (a)(b) の両方

|     |                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (a) | マイナンバー (個人番号) 入り住民票 または<br>記載事項に変更がないマイナンバー (個人番号) の通知カード                                           |
| (b) | <input type="checkbox"/> 運転免許証等の顔写真付き本人確認書類 または<br><input type="checkbox"/> 健康保険証等の顔写真なし本人確認書類 2 種類 |

☐ 源泉徴収票など収入金額がわかるもの

☐ 医療費控除の明細書

☐ 控除証明書など支払金額がわかるもの

※詳細は「令和7年度分 市民税・県民税 (住民税) 申告の手引き」2 ページを参照してください。

申告期間中は窓口が大変混み合います。可能な限り郵送による提出をお願いします。

◎郵送で提出の場合

同封の返信用封筒に、上記の必要書類を入れて郵送してください。

原則、必要書類の返却はできませんので、控えが必要な場合はコピーしてください。

返信用封筒に入りきらない場合は、お手数ですがご自身で封筒をご用意ください。

◎郵送先 ※令和7年1月1日現在の住所により、管轄の市税事務所が異なります。

中央区、若葉区、緑区にお住まいの方

東部市税事務所市民税課

〒264-8582 千葉市若葉区桜木北 2-1-1  
若葉区役所内

☎ 043-233-8140

花見川区、稲毛区、美浜区にお住まいの方

西部市税事務所市民税課

〒261-8582 千葉市美浜区真砂 5-15-1  
美浜区役所内

☎ 043-270-3140

(電話のかけ間違いにご注意ください)

裏面もご覧ください

## ◎税の申告（市民税・県民税の申告／所得税の確定申告）

| 税の種類                   | 日 時                                                       | 会 場                                                                           |
|------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 市民税・県民税の<br>●提出<br>●相談 | 2/3(月)～2/14(金)の平日<br>8:30～17:30                           | 区役所<br>(中央：11階、花見川：2階、<br>稲毛：1階、若葉：1階、<br>緑：3階、美浜：2階)                         |
|                        | 2/17(月)～3/17(月)の平日<br>9:00～17:00                          |                                                                               |
| 所得税の<br>●提出            | 2/17(月)～3/17(月)の平日<br>9:00～15:00                          | 区役所<br>(花見川：2階、稲毛：1階、<br>若葉：1階、緑：3階、美浜：3階)<br>※中央区役所では所得税の確定申告書の提出は<br>できません。 |
| 所得税の<br>●提出<br>●相談     | 2/17(月)～3/17(月)の平日<br>3/2(日)<br>8:30～16:00<br>(相談は9:00から) | 千葉東税務署1階<br>千葉西税務署別館<br>千葉南税務署1階                                              |

○日時により会場のフロアが変わる場合があります。区役所内の案内をご確認ください。

○区役所の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

○区役所での確定申告の作成相談の予約は終了しています。

○所得税の確定申告書を税務署以外の会場で提出した場合も、書類の確認は税務署で行います。

○税務署会場では入場整理券を配付します。詳しくは

確定申告 入場整理券

🔍 検索



※申告についての詳細は市政だより1月号・2月号や千葉市のホームページをご確認ください。

千葉市のホームページ

千葉市 申告

🔍 検索



## ◎令和6年度（令和5年分）より、市民税・県民税の申告不要制度が変わりました。

令和5年度（令和4年分）までは特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式の選択が可能とされてきました。

しかし、令和4年度税制改正により、令和6年度（令和5年分）から特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

詳細は市税のホームページをご確認ください。

